

## 再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応 (No. 3 - 58)

<b>件名</b>	主排気筒モニタの1系統故障(停止)							
<b>事象の概要</b>	<p>(1) 発生場所: 機器 主排気筒管理建屋: 主排気筒モニタ</p> <p>(2) 発生の状況 (3) 概要 運転中 主排気筒から放出される排気中の放射性物質の濃度を測定・監視する主排気筒モニタにおいて、2系統あるうちの1系統の監視機能が停止。 2系統あるうちの1系統の測定器または試料採取用ポンプの故障等により、その測定・監視機能が停止しているが、残りの1系統により測定・監視を継続</p> <p>* その他の排気筒モニタの測定器においても同様事象の発生が予想される。</p>							
<b>事象による影響</b>	<p>(1) 工場外への影響 <b>工場外への影響は生じない。</b> 放射性物質の濃度を監視している設備の事象であり、本設備の故障に起因して放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 <b>安全上の問題は生じない。</b> 2系統ある監視設備のうち、1系統の停止であり残りの1系統により測定・監視機能は維持、これ以上の事象の進展はないため、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 <b>作業員への影響は生じない。</b> 故障した機器の復旧にあたっては、定められた放射線管理要領に従い、作業計画書に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 <b>他工程への影響は生じない。</b> 2系統ある監視設備のうち、残りの1系統により測定・監視機能は維持されていることから、他工程への影響は生じない。</p>							
<b>対応の概要</b>	<p>(1) 測定器又は試料採取用ポンプ故障の原因を調査する。</p> <p>(2) 定められた手順書に従って故障した測定器又は試料採取用ポンプを予備品と交換を行い、正常運転に復帰させる。</p>							
<b>公表区分</b>	翌平日に公表(ホームページへ掲載)							
<b>対応区分</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(a) 運転継続しながら復旧</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">                 国際評価尺度 (INES) のレベル                  日本原燃による評価: <b>レベル0以下</b>                  放射性物質による汚染、被ばく等                  運転制限範囲からの逸脱等                  多重防護の劣化             </td> </tr> <tr> <td>(b) 運転システムを切り替えて復旧</td> </tr> <tr> <td>(c) 当該機器を停止して復旧</td> </tr> <tr> <td>(d) 当該設備を停止して復旧</td> </tr> <tr> <td>(e) 影響範囲の設備を停止</td> </tr> </table>	(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: <b>レベル0以下</b> 放射性物質による汚染、被ばく等 運転制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化	(b) 運転システムを切り替えて復旧	(c) 当該機器を停止して復旧	(d) 当該設備を停止して復旧	(e) 影響範囲の設備を停止	
(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 日本原燃による評価: <b>レベル0以下</b> 放射性物質による汚染、被ばく等 運転制限範囲からの逸脱等 多重防護の劣化							
(b) 運転システムを切り替えて復旧								
(c) 当該機器を停止して復旧								
(d) 当該設備を停止して復旧								
(e) 影響範囲の設備を停止								

